

# 西会津町農業委員会

## 第31回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和5年4月20日

西会津町農業委員会

## 第31回 西会津町農業委員会総会会議録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年4月20日（木）午前10時00分  
場 所 西会津町役場 3階 大会議室

### 2 招 集 者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

### 3 本日の総会に出席した委員

（農業委員）

会 長 12 番委員 江川 新壽

会長職務代理者 11 番委員 佐藤 正光

委 員

2 番委員 佐藤 健一 3 番委員 三瓶 常夫

4 番委員 岩原 稔 5 番委員 矢部 幸彦 7 番委員 三留 弘法

10 番委員 星 敬介

（推進委員）

2 番委員 伊藤 一郎 3 番委員 杉原 徳夫

### 4 本日の総会に欠席通告した委員

（農業委員） 1 番委員 渡部 定 衛 6 番委員 江川 政次

8 番委員 小原 利道 9 番委員 仲川 久人

### 5 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 小瀧 武彦

事務局次長 齋藤 賢

事 務 局 員 秦 康広

○会長（あいさつ）

おはようございます。

ここで、町の人事異動による紹介をさせていただきます。

○事務局

（齋藤事務局次長より人事異動による着任の挨拶。）

（開 会）

○議長

これより総会を開会します。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して8名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。

それでは、これより「第31回西会津町農業委員会総会」を開会します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

○議長

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定により、2番 佐藤健一委員、7番 三留弘法委員にお願いします。

○議長

続いて、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」について、事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

（主要業務について報告する。）

○議長

ただいま報告のありました「主要業務報告」について、委員各位の質問、意見を求めます。なにかございましたら挙手をして質問をお願いします。

○議長

ございませんか。なければ、これで質問を終わります。

○議長

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

○議長

議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有権移転1件）

○議長

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地調査をされた伊藤一郎推進委員から報告を求めます。

○伊藤一郎推進委員

報告いたします。4月12日、現場3ヶ所を確認しましたが異常ありません。

○議長

これより質疑を行います。

○2番 佐藤健一

説明で無償、無料ということでありましたが、そのような事もあるのかとは思いつつも今回の件、何か特別な事情や背景があり、それがわかるとすれば補足的にご説明いただければ有難い。

○事務局（齋藤事務局次長）

ご質問のありました件でございますが、譲渡人と譲受人は縁故関係にあり、耕作してもらえないかとの事で話しがあったと伺っております。

○議長

他に質疑ございませんか。

○11番 佐藤正光

資料25頁の330番地と331番地は一枚の田んぼでなく畔で区切られているのか。

○事務局（齋藤事務局次長）

ご質問のありました331番地と330番地につきましては、資料28頁の一番下の写真を見ていただきますとわかるように、一体的になっており譲受人

は331番地と330番地の間に畔をつくり、侵入口がないので329番地の土手から331番地へ入るようにしたいと伺っています。

○議長

その他質問ありませんか。

○7番 三留弘法

下小屋の土地は住宅に隣接しているが、今後の予定は何かあります。

○事務局（齋藤事務局次長）

下小屋につきましては、現在畑として利用しています。もともとは水田ということですが、実際には水路は無く今後も畑として使うと伺っています。

○議長

その他質問ございませんか。

○議長

無いようですので、これより討論に移ります。討論ございませんか。

（討論なしの声あり）

○議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。

お諮りいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認するにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認されました。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第3条第1項による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（所有権移転1件）

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた杉原徳夫推進委員から報告と求めます。

○杉原推進委員

報告いたします。4月12日10時半から譲受人立会のもとに現地調査を行いました。譲渡人は松尾にもともと土地をもっており、圃場整備を行ってこの二筆が換地された。譲渡人は財産を処分したいとの事で、譲受人に取得依頼があり、譲受人が購入し今後耕作していくとの事でした。結果につきましては 報告書の通りでございます。以上でございます。

○議長

杉原推進委員の説明が終わりました。これより、質疑を行います。

○議長

質疑ございませんか。

○11番 佐藤正光

32頁の10a当りの金額ですが、この金額はどのようにして算出した金額でしょうか。

○事務局（齋藤事務局次長）

金額については、昔はもっと高かったのですが、今は値段がつかないとの事から固定資産の課税標準額を基準としたとの事でございます。課税標準額は税金を課税するためのものであり、売買価格は本来相手方との話し合いで成立するものであり、これが常に基準となるものではございません。譲渡人は若松に転出しており財産を全て処分したいので値段はいくらで構わないとの事から一つの基準となる課税標準額を使ったと伺っておりますので、これが今後の売買基準単価となるものではございません。

○議長

他に質疑ございませんか。

○議長

無いようですので、これより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

○議長

これで討論を終わります。

これより議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。

お諮りします。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認されました。

○議長

続いて、議案第3号「土地の現況確認について」を議題とします。

○議長

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（現況確認証明申請1件）

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査を担当された伊藤一郎推進委員の報告をお願いします。

○伊藤推進委員

4月12日に現地確認を行ってきました。地目変更の申請で、田を地目変更し〇〇〇が事業に使用したいとの申請でありましたが特に問題はございませんでした。以上です。

○議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長

質問がないようですので、質疑を終わります。これより討論に移ります。

○議長

これから討論を行ないます。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号「土地の現況確認について」を採決します。

それではお諮りします。本案は原案とおりに承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。したがって、議案第3号「土地の現況確認について」は申請の通り承認されました。

○議長

続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

○議長

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明。

(利用権の設定40件)

○議長

事務局の説明が終わりました。

10番星委員が当事者となっておりますので、発言を控えさせていただきます。

それではこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

○11番佐藤正光

資料61頁の138番〇〇〇〇さんは使用料0でよろしかったですか。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料139頁をご覧ください。139頁が本人からの申請となっておりますので0円となります。資料61頁の空欄にハイフンを記入してください。失礼いたしました。

○議長



その他質問ございませんか

○議長

質問がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより討論に移ります。 討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を採決します。

お諮りします。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」は原案の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」は原案の通り承認されました。

○議長

続きまして、議案第5号「令和5年度農業委員会が行うべき最適化活動目標(案)の設定について」を議題とします。

○議長

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局(齋藤事務局次長)

資料を基に説明。

3月の総会で一度提出いたしました、その後福島県農業会議に送付し確認いただいたところ、145頁と146頁について訂正がありました。まず145頁の遊休施設の解消の部分で数字の訂正がありました。ページ中央部分の「うち緑区分の遊休農地面積」が115.3から119.7へ「うち黄色区分の遊休農地面積」が32.8から32.5へ訂正があり、これに関連して「②目標」の面積も訂正となりました。次に146頁の中央部分の「2 最適化活

動の活動目標」について国としては「月10日」としてはいますが、町としては「月5日」を目標として3月の総会に提出いたしました。この部分を「月6日」へ訂正したいとの事で今回改めて提出いたしました。

また、遊休農地の解消に係る面積の訂正については町で数値を再確認したところ集計に誤りがあったこともあり訂正になったところもあることと、目標の日数については6日以上でないと点数にならないので、目標は6日にするべきとの事から6日を設定いたしました。

○議長

活動目標が5日ではなく最低6日との事ですが、田んぼを売ったり買ったりなどいろんな活動がありますが具体的にどのような活動をすればいいのか事務局説明をお願いします。

○事務局（齋藤事務局次長）

本来は利用集積の事などを地権者宅等に相談に行った事などが活動記録となるんだと思いますが、杉原委員の活動記録等を読ませていただくと「何時」「どこで」「誰と」「どんな相談をしたか」などマメに記録されているのですが、実際に皆さんも農家さんとして忙しい中で自宅に出向いて相談に行くというよりは様々な場所で、水田や水系の事などの相談や耕作者がまとまれば作業効率が良くなるなどの話し合いををすると思うのですが、それも一つの活動としてカウントしていただいて構いませんので面倒でも活動記録として提出していたければ6日にはなると思います。皆さんはしっかり話し合いの場を設けて行わないといけないと思っているので活動記録が提出されず、結果的に活動実績が少なくなってしまうと思われると思います。

○議長

例えば水路の事などを相談に行ったような内容でもいいのか。

○事務局（秦事務局員）

結果として集積などの話しとなれば、それも実績としてカウントしていただいて構いません。その他、実際に農地を確認に行った事なども報告していただきたい。

○議長

質問ございませんか。

○7番三留弘法

一人当たりの活動目標日数が6日ということは、活動報告書は一人6枚必要ということか。

○事務局（齋藤事務局次長）

報告書は切り離せるようになっており、「何時」「誰と」「話しをしたか」その都度報告していただければ良いです。目標が月に6日なので報告書も6枚ということになります。

○7番三留弘法

6枚書かなければ駄目という事ですか。

○事務局（齋藤事務局次長）

目標として本来国では月10回とっておりますが、それはなかなか厳しいと思いますので町としては月6日を目標に活動した際には報告願います。

○7番三留弘法

その月は3回しか活動できなかった場合でも翌月は9回活動したということであればそれでもいいのか。

○事務局（齋藤事務局次長）

最終的には月平均として算出しますので、農繁期など忙しい時もありますので、活動出来るときに活動して報告いただければよろしいかと思えます。

○7番三留弘法

冬など雪が降ると活動はなかなか出来ないが、その部分について考慮はないのか。

○事務局（齋藤事務局次長）

国では雪国や高齢化などについての考慮はなく、基本的には月に10日は活動していただきたいとの指示であります。それは現実的に難しいので町では5日を目標としましたが、始めから目標を点数にならない5日に設定するのではなく目標なので6日に設定するべきでしょうとの事であり6日を目標に活動していただきたいと思えます。

○議長

なかなか難しいところですが、活動がなかなか見えないとの事で目標に向かって活動してくださいとの事です。皆さんお願いします。

○議長

他に質疑ありますか。

○議長

質問がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号「令和5年度農業委員会が行うべき最適化活動目標（案）の設定について」を採決します。

お諮りします。議案第5号「令和5年度農業委員会が行うべき最適化活動目標（案）の設定について」は原案の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして議案第5号「令和5年度農業委員会が行うべき最適化活動目標（案）の設定について」は原案の通り承認されました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了しました。

○議長

続いて、次第5. その他に移ります。

(1) 当面の日程等について事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

当面の日程について説明。

○議長

(2) 次回総会開催日について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（齋藤事務局次長）

次回総会開催日について説明。

○議長

続いて（３）その他に移ります。ほかに委員の皆さん、何かありますか

○事務局（小瀧事務局長）

令和５年７月に予定しております農業委員の改選の進捗状況について簡単に報告させていただきます。

年明けから改選の作業を進めており、各自治区長連絡協議会会長へ推薦のお願いやチラシによる公募の周知をしてまいりました。３月２７日に要綱に基づきまして農業委員会の選考委員会を開催しました。これは副町長を会長とした組織で農業委員会の会長や職務代理なども加わって選考を行いました。定数１２名に対し１２名の方につきまして選考委員会のほうで全て適任ということで選考させていただいたところでございます。

この後、６月町議会定例会におきまして１２名の方の同意をいただく流れになっており、その後７月に改選という事で進めていく予定となっております。一応これまでの経過についてご説明をいたしました。

○議長

その他ございませんか。

○議長

なければ、以上で本日予定されておりました案件は全て終了しました。

これで「第３１回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。有難うございました。

6. 閉会

午前１１時００分